



防起第3195号-1
令和4年3月22日

鳥取県知事 平井 伸治 様

米子市長 伊木 隆司



島根原子力発電所2号機の再稼働に向けた新規制基準に係る安全対策への意見について

平成25年11月21日付け電原総第24号で中国電力から事前報告のあった件について下記の条件を付して了解することとし、島根原発2号機の再稼働については、安全を第一とすることを前提に同意します。

貴職から、本市の意見を踏まえて、中国電力及び「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく島根県への意見提出についてよろしくお願ひします。

なお、下記事項について、中国電力への回答に際して、及び国に対して行っていただきますようお願いします。

記

(中国電力に付する条件)

- 1 島根原子力発電所の安全対策については、常に最新の知見を反映(バックフィット)すること。
- 2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応すること。
- 3 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力すること。
- 4 引き続き信頼回復と安全文化の醸成に取り組むこと。

(国への要望)

- 1 島根原子力発電所2号機の再稼働については、今後工事計画認可等所要の法令上の手続きについて、厳格な審査を行うとともに、安全が確保されるよう適切に監督指導すること。
- 2 再稼働に伴う課題については、政府が責任を持って対処すること。
- 3 原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について市民に分かりやすく説明すること。
- 4 武力攻撃を踏まえた原子力発電所の安全について、必要な対応を行うこと。また、そのことについて、市民に情報提供すること。
- 5 原子力災害時の避難対策等原子力防災について、関係自治体をしっかりと支援すること。併せて、原子力防災対策を行わなければならない周辺自治体に対して適切な財源措置が図られるよう、関係省庁に対する調整を行うこと。